様式第５号（第５条関係）

（その１）

選挙運動用ビラ作成証明書

下記のとおり選挙運動用ビラを作成するものであることを証明します。

　　　　　年　　月　　日

　　年　　月　　日執行

（　町長　・　町議会議員　）選挙

候補者　　　　　　　　　㊞

記

|  |  |
| --- | --- |
| ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人あってはその代表者の氏名 |  |
| 作成枚数 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　枚 |
| 作成金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 備考 |  |

備考

１　この証明書は，ビラ作成業者ごとに別々に作成し，候補者からビラ作成業者に提出してください。

２　ビラ作成業者が湧水町に支払を請求するときは，この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和２５年法律第100号）第９３条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には，ビラ作成業者は，湧水町に支払を請求することはできません。

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。

　⑴　町長選挙：枚数５，０００枚　　・　　　町議会議員選挙：枚数１，６００枚

　⑵　限度額　　　円　　銭（単価）×当該作成枚数＝限度額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（１円未満の端数は切上げ）

（その２）

選挙運動用ポスター作成証明書

下記のとおり選挙運動用ポスターを作成するものであることを証明します。

　　　　　年　　月　　日

　　年　　月　　日執行

（　町長　・　町議会議員　）選挙

候補者　　　　　　　　　㊞

記

|  |  |
| --- | --- |
| ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人あってはその代表者の氏名 |  |
| 作成枚数 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　枚 |
| 作成金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 当該選挙区（当該選挙区が行われる区域）におけるポスター掲示場の数 | か所 |

備考

１　この証明書は，ポスター作成業者ごとに別々に作成し，候補者からポスター作成業者に提出してください。

２　ポスター作成業者が湧水町に支払を請求するときは，この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和２５年法律第100号）第９３条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には，ポスター作成業者は，湧水町に支払を請求することはできません。

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。

　⑴　枚数　当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数に相当する

枚数

　⑵　限度額

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　円　　銭×ポスター掲示場数+50000円　 | =単価・・・1円未満の端数は切上げ |
| ポスター掲示場数 |

　　　単価×確認された作成枚数＝限度額